

議案第二十七号

三朝町管土地改良事業の経費の賦課徴収に関する条例の全部改正に

ついで

次のとおり三朝町管土地改良事業の経費の賦課徴収に関する条例の全部を改正することについて、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十六条第一項の規定により、本議会の議決を求める。

昭和四十七年三月十一日

三朝町長 坂 出 雅 己

昭和四十七年三月拾八日 原案可決

三朝町議会議長 牧田 禎



三朝町管土地改良事業の経費の賦課徴収に関する条例
三朝町管土地改良事業の経費の賦課徴収に関する条例（昭和四十六年三朝町条例第二十一号）
の全部を改正する。

（目的）

第一条 三朝町管土地改良事業に要する経費について、土地改良法（以下「法」という。）第九十六条の四において準用する法第三十六条の規定により、当該事業の施行に係る地域内にある土地につき法第三条に規定する資格を有する者に対して金銭、夫役又は現品を賦課徴収する場合には、この条例の定めるところによる。

（賦課の基準等の決定）

第二条 前条の規定により徴収する各年度の賦課の額（第三項に規定するものを除く。）は、その年度における当該

町 管土地改良事業の施行に要する経費のうち、県から交付を受ける補助金の額を除いたものをこえない範

囲において 町 長が定める。

2 前項の賦課の基準並びにその徴収の時期及び方法は、 町 議会の承認を経て 町 長が定める。これを
を変更するときもまた同様とする。

3 町 長が指定する 町 管土地改良事業の施行に係る地域内の農地につき法第一百三十二条の二第二項の
規定に基づく当該事業の工事の完了の公告の日（その公告において工事完了の日が示されたときは、その示された

日)の属する年度の翌年度(その年度の到来する以前に県知事が指定する場合にあつては、当該指定する年度)から起算して八年を経過しない間に農地以外への転用が行なわれる場合(当該転用に係る農地の面積が知事の指定する面積をこえない場合又は知事が返還を要しないものと承認した場合を除く。)又は当該事業により畑として区画形質が変更され、若しくは造成されたものについての開田が行なわれる場合において、当該転用に係る農地(以下「転用農地」という。)又は当該開田に係る農地(以下「開田農地」という。)につき法第三条に規定する資格を有する者から徴収する賦課の額は、当該事業につき県から交付を受けた補助金の額に相当するものを前項に規定する賦課金の算定方式により当該転用農地または開田農地に割りふつて得られる額(農地以外への転用が行なわれる場合において当該転用に伴い遊休化する施設を目的外用途に活用することにより生ずる収入があるときは、当該収入額のうち当該転用農地に係るものを差し引いた額)とする。

(夫役の履行)

第三条 夫役を賦課された者は、その便宜に従い、本人自らこれに当たり、又は代人をもつて履行することができる。
(賦課に対する異議の申立て)

第四条 第二条の規定により賦課金又は夫役現品の賦課を受けた者は、その賦課の算定に異議があるときは、その賦課を受けたる日から六十日以内に、町長に対して異議を申し立てることができる。

2 町 長は前項の規定による異議の申立てを受けたときは、同項に規定する期間満了後四十日以内にこれを決定しなければならない。

(急施の場合の特例)

第五条 法第九十六条の四において準用する法第四十九条の規定による応急工事計画に基づく事業に要する経費の賦課徴収については、あらかじめ、その徴収を受けるべき者の三分の二以上の同意を得なければならない。

(賦課徴収の延期等)

第六条 町 長は、天災その他特別の事情がある限り、町 議会の議決を経て、賦課(第二条第三項に規定するものを除く。)の徴収を延期し、又は賦課を減免することができる。

(その他の規定)

第七条 この条例の施行について必要な事項は、町 長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。